

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の最近の動向

1 国民皆年金体制10年間の動向

わが国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険制度と一般地域住民を対象とする国民年金制度を支柱とし、これに特定の職域を対象とする各種共済組合制度および船員保険制度が加わり、国民皆年金の体制がつけられている。

国民皆年金の歩みは、昭和36年4月、それまで被用者を対象に整備されていた年金制度に加えて、被用者以外の一般国民(20歳以上60歳未満の農業者、商店主その他の自営業者等)を適用対象とする国民年金制度が発足することによって始まったものであるが、本年5月に国民年金制度初の拠出制老齢年金(いわゆる10年年金)の支給が開始されたことにより、文字どおり国民皆年金10年の成果が結実するに至ったわけである。

40年から44年にかけて2回にわたって厚生年金、国民年金を通じた制度改革が行なわれるなど、この10年間は、わが国がいわば年金時代の幕あけへ向かつて力強い歩調を続けた時期とみることができる。

昭和40年における厚生年金保険の給付改善は、昭和30年代のわが国の著しい経済成長やこれに伴う所得や生活水準の向上にとり残されていた年金額を月額1万円の水準に引き上げたものであり、この厚生年金保険の制度改革に引き続いて昭和41年に、国民年金においても夫婦1万円年金が実現することとなった。

昭和44年の厚生年金保険の制度改革は財政再計算期に合わせて行なわれたものであるが、被保険者2,000万人をかかえるに至った厚生年金制度が、1万円年金の基盤をさらに進めていわゆる2万円年金の水準を実現したものである。

この給付改善がわが国の引き続き経済成長のなかでその後の生活水準の上昇に対応する充実であることはもちろんであるが、同時にその背景にあるものとして人口の老齢化と核家族化の進行という状況のもとで老後生活に対する国民的認識が大きく高まりつつあるということを描きなければならない。

このことは、制度創設以来四半世紀以上を経過した厚生年金制度において年金受給者が100万人をこえることとなった状況とも関連するもので、44年改正の推進にあたって年金受給者やこれから年金を受けようとする人々の制度改革に対する要望が以前に比べてその比重を増していることがいえよう。

厚生年金保険とならんで、国民年金についても昭和44年改正により夫婦2万円年金の制度化と所得比例制の導入が図られることとなった。

しかし、国民年金の場合、こうした厚生年金と均衡のとれた年金水準の実現ということと合わせて、当面発生する受給者に対する給付の充実をはかることが大きな課題の一つとなっていた。

そのため、国民年金において、46年から支給が始められる10年年金の水準を月額5,000円とする改正や高齢者の任意加入を再度認めるいわゆる5年年金を創設する措置が行なわれた。

以上のような拠出年金の動向とともに、わが国の国民皆年金体制のなかで大きな地位を占めているものに拠出年金に結びつかない高齢者等を対象に支給されている福祉年金制度がある。

福祉年金については34年に支給が始められて以来11回にわたる年金額の引き上げが行なわれてきており、現在320万人をこえる受給者を擁している。

老齢福祉年金にあつては、70歳以上人口の6~7割をカバーしており、その受給者数は昭和50年を過ぎるまで増加することが、予測されるところからも今後における高齢者の年金を考える場合の大きな焦点となつて

いる。

これまで福祉年金の給付については制度発足当時の水準に物価上昇をやや上回る程度の改善が行なわれてきたが、国民年金の拠出年金が現実のものとなつてきた今日、昭和46年7月国民年金審議会小委員会中間報告にもあるとおり、福祉年金を公的年金制度の一環をなす年金にふさわしいものに改善していくことが、重要な課題となつてきている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の最近の動向

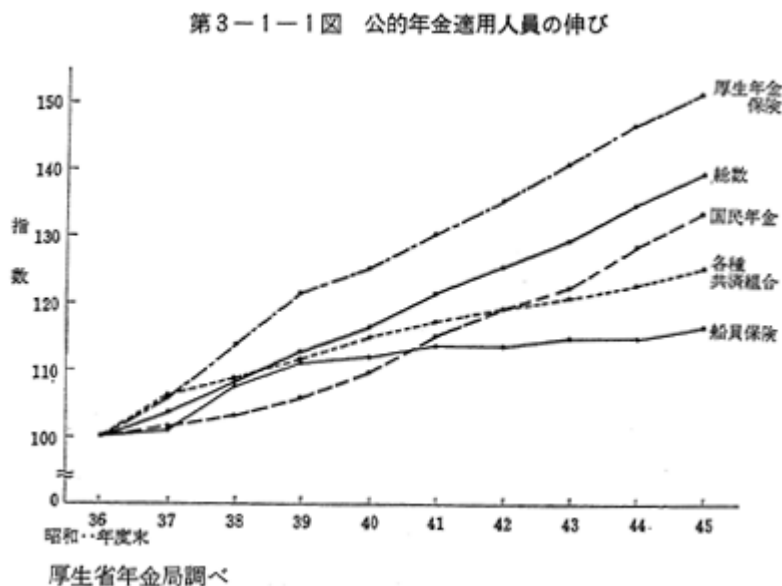
2 公的年金適用人員等の推移

この10年間におけるわが国公的年金制度の動向をその適用人員などの面からふりかえるとつぎのとおりである。

(1) 適用人員の推移

各制度における適用人員の過去10年間の推移をみると、第3-1-1図にみるとおり、各制度とも漸増の傾向にあるが、そのうち特に厚生年金保険の伸びが著しい。厚生年金保険の適用人員は、36年度末を、100とすると45年度末は151.2となつており、年度平均伸び率4.7%となつている。総理府統計局の「労働力調査報告」に基づいて全産業の雇用者数の伸び率をみると36年から44年までの年平均伸び率は、2.8%となつており、厚生年金保険の適用人員の伸びがこれを大きく上回つている。とりわけ皆年金体制がスタートした36年度から39年度にかけての年度平均伸び率は、6.5%と高率になつている。

第3-1-1図 公的年金適用人員の伸び



国民年金の被保険者については、実数では36年度以降常に他制度の被保険者数をしのいでいるが、伸び率では総数の伸びをやや下回つており、総数に占める割合でも36年度の49%であつたものが38年度以降46%台で横ばい状態にある。

いずれにしても、この厚生年金保険と国民年金とで被保険者総数の9割近くを占めており、その割合は微増

傾向を示している。

なお、45年度末における各制度の適用人員は、第3-1-1表のとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員
(46年3月末現在)

	適用人員	構 成 比
総 数	51,948,121 ^人	100.0 [%]
国 民 年 金	24,336,524	46.8
厚 生 年 金 保 険	22,259,616	42.8
船 員 保 険	262,188 ⁽¹⁾	0.5
国家公務員共済組合	1,153,441 ⁽¹⁾	2.2
地方公務員等共済組合	2,531,973 ⁽¹⁾	4.9
公共企業体職員等共済組合	800,593 ⁽¹⁾	1.5
私立学校教職員共済組員	194,266	0.4
農林漁業団体職員共済組合	409,520	0.8

厚生省年金局調べ

注 (1)は過去5か年間の年平均伸び率により推計した数である。

(2) 年金受給件数の推移

つぎに、年金受給件数についてみると、各制度における老齢(退職)年金(通算老齢(退職)年金を除く)、障害(廃疾)年金および遺族年金(業務上の障害(廃疾)年金および遺族年金を除く。)の受給件数は、総数で36年度末における56万件から45年度末には約3.5倍にあたる201万件に増加している(第3-1-2表)。

第3-1-2表 年金受給権者数の推移(制度別、年金の種類別)

第3-1-2表 年金受給権者数の推移(制度別、年金の種類別)

(単位:人)

	36年度末	38	40	42	44	45
総 数	564,945	730,788	1,005,787	1,375,264	1,768,205	2,005,704※
厚生年金保険	337,249	425,220	557,738	757,849	971,763	1,097,104
老 齢 年 金	57,497	105,159	195,972	317,021	446,159	519,695
障 害 年 金	84,750	82,648	76,029	83,550	89,397	95,166
遺 族 年 金	195,002	237,413	285,737	357,278	436,207	482,243
国民年金	-	28,539	70,269	117,048	157,824	176,869
障 害 年 金	-	957	4,219	17,776	35,682	48,040
母子(準母子) ・遺児年金	-	27,582	66,050	99,272	122,142	128,829
船員保険	8,440	11,621	14,379	19,251	23,368	26,391
老 齢 年 金	2,902	4,944	6,722	9,546	12,087	13,945
障 害 年 金	2,006	2,188	2,178	2,518	2,432	2,513
遺 族 年 金	3,532	4,489	5,479	7,187	8,849	9,933
各種共済組合	219,256	265,408	363,401	481,116	615,250※	705,340
退 職 年 金	167,060	203,764	275,750	370,753	479,910※	552,280
廃 疾 年 金	6,681	7,168	8,301	9,388	10,765※	11,746
遺 族 年 金	45,515	54,476	79,350	100,975	124,575※	141,314
老齢(退職)年金	227,459	313,867	478,444	697,320	938,156※	1,085,920
障害(廃疾)年金	93,437	92,961	90,727	113,232	138,276	157,465
遺 族 年 金	244,049	323,960	436,616	564,712	691,773	762,319

厚生省年金局調べ

- 註 1 「※」印は過去5年間の年度平均伸び率により推計した推計値である。
 2 老齢(退職)年金のなかには通算老齢(退職)年金を含まない。
 3 障害(廃疾)年金、遺族年金の中には、職務上(公務上)のものを含まない。
 4 国民年金の老齢年金の受給権者は46年度から発生する。

これを制度別にみると、厚生年金保険の年金受給件数が36年度から常に総件数の55%前後の割合を占めており、45年度末には約110万件に至っている。国民年金の場合は、拠出制老齢年金が46年度にはじめて支給されるという段階であるため、45年度末の受給件数はまだ18万件弱にとどまっている。

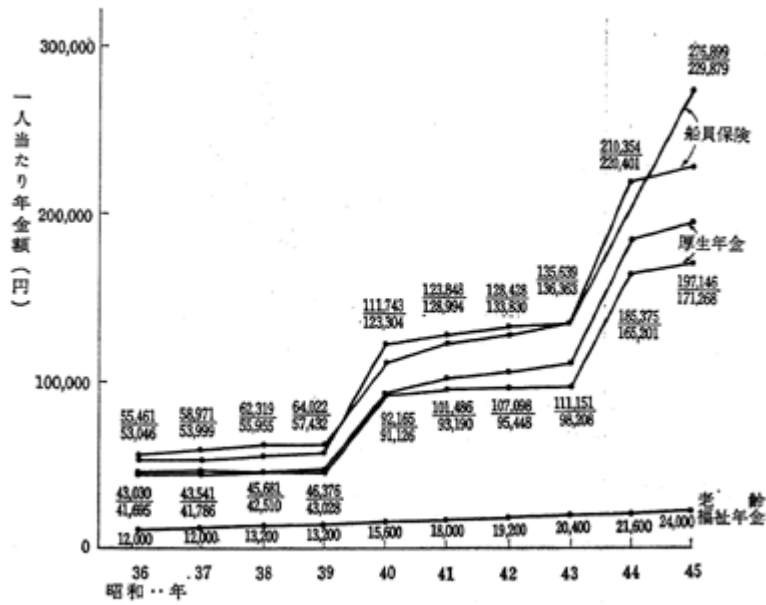
年金の種類別では、老齢(退職)年金の受給件数の伸びが著しく、36年度末の23万人弱から45年度末の108万人強へと約5倍に増加しているのが注目される。この著増の主因は、厚生年金保険における受給件数の増加であり、その伸びは、36年度末の6万人弱から45年度末の約52万人へと約9倍にも達している。

(3) 年金額の推移

年金額については、厚生年金保険および国民年金の場合、40年と44年の2回にわたって大幅な改善がはかられ、段階的な上昇がみられる。たとえば第3-1-2図は、厚生年金保険および船員保険における老齢年金の年金額の推移を、新規裁定の平均額および全受給者の平均受給額について示したものであるが、これからも明らかであるように厚生年金保険・船員保険とも40年および44年の改正により段階的に大幅な年金額の上昇をみている。

第3-1-2図 老齢年金1人当たり年金額の推移

第3-1-2図 老齡年金1人当たり年金額の推移

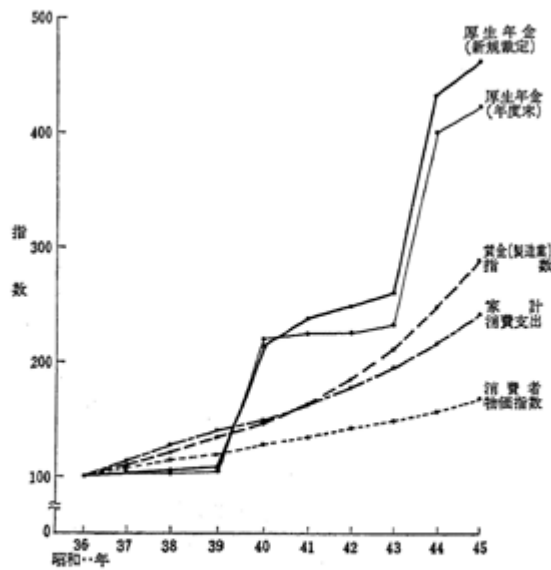


厚生省年金局調べ

つぎに、これらの年金額の伸び率を物価指数や賃金上昇率、国民の生活水準の向上との関係でみると、たとえば厚生年金保険の老齡年金額については、第3-1-3図の示すとおりである。この図からも明らかのように、厚生年金保険の老齡年金額は、新規裁定分についてはもちろん、全受給者の平均年金額についても物価・賃金・家計消費支出の上昇率を上回る伸びを示しており、新規裁定分については、消費者物価指数の2.74倍、名目賃金指数の1.69倍、家計消費支出の伸び率の1.97倍の伸び率となつている。

第3-1-3図 厚生年金保険の老齡年金額と物価・賃金・消費支出との上昇率の比較

第3-1-3図 厚生年金保険の老齡年金額と物価・賃金・消費支出との上昇率の比較



資料：賃金指数＝労働省「毎月勤労統計調査」、家計消費支出＝総理府統計局「家計調査年報」、消費者物価指数＝総理府統計局「消費者物価指数年報」

- 注 1 厚生年金保険の年金額は、年度末の数字であるが、その他は暦年末の数字である。
- 2 賃金家計消費支出の45年の数字は、過去5年間の平均伸び率を用いて推計したものである。

以上みてきたように,この10年間にわが国の公的年金制度は,着実な前進を続けていることがわかる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の最近の動向

3 今後の課題

わが国の公的年金制度も46年度には国民年金において10年年金と称される初の拠出制年金の支給が開始され、実質的な国民皆年金への第一歩を踏み出した。年金の給付水準についても2万円年金の実現によつて相当の水準が用意されるに至つたといえよう。

当面する大きな問題は、高年齢のため、国民皆年金の体制からはみだした人々や加入期間の限られた人々に対する年金の充実課題である。

拠出制年金の対象となりえない者は、昭和50年頃を頂点として今後25から30年間にわたり存続すると見込まれるが、その多くが受給対象となる老齢福祉年金の充実は、老人問題が大きく社会問題化している今日、特に緊急な課題となつている。また期間短縮措置のために拠出制年金に結びつくこととなる者の数も多いが、これらの者に対する年金についても、できる限り給付水準の向上を目指す必要がある。

また、わが国の年金制度が今後対処しなければならない課題は、まだ数多く残されている。

その一つは、物価の上昇をはじめ、賃金水準や国民生活水準の向上等最近の激しい経済社会情勢のもとで、年金のもつ所得保障の機能をいかに実効あるものとしていくかという重要な問題がある。さきにもみたとおり、40年と44年の大改正により、厚生年金保険等における年金水準は、物価や賃金などの上昇率を大きく上回る改善がなされてきてはいるが、5年毎の財政再計算期に行なわれる給付改善では現今の激しい経済変動の波に対処していくことが困難となつてきている。その意味で、第65回国会において給付水準の10%引き上げをねらいとして行なわれた厚生年金保険等の一部改正は、財政再計算期にとらわれることなく行なわれた中間的な補正措置として評価に値しよう。しかし今後とも引き続き激動の予想されるわが国の経済社会を考えると、年金の実質価値を保全し、所得保障手段として実効あるものにして行くための何らかの工夫が必要であり、これをどのように解決するかが大きな課題となつている。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の最近の動向

4 最近1年間における制度改善

第65回国会において、厚生年金保険法等の一部を改正する法律および国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、厚生年金保険、船員保険および国民年金の改善が行なわれた。主な改善内容は、つぎのとおりである。

(1) 厚生年金保険

すでにみたように、厚生年金保険については、40年に「1万円年金」、44年に「2万円年金」と財政再計算期ごとに大幅な給付改善がはかられてきた。今回の改正は、最近の引き続く物価上昇下にあつて、せめて物価上昇分だけでも年金額を引き上げて、その実質的価値の保全をはかつてほしいと願う年金受給者の要請にこたえて、昭和49年に予定されているつぎの財政再計算期を待たずに、応急措置として物価上昇に見合う年金額の引き上げをはかることを主眼として行なわれたものであり、その意味で従来例のない画期的な改正といわれている。

ア 年金額の引き上げ(46年11月分から)

現在支給されている年金を中心に、年金額を最近2年間の物価上昇に見合つて平均10%程度引き上げることを目途につぎのような改善がはかられた。

(ア) 年金額のうち定額部分の額を算定するにあつて、被保険者期間1月につき400円を乗じることとしているのを460円を乗ずることとした(被保険者期間20年の場合、定額部分9万6,000円(月額8,000円)→11万400円(月額9,200円))。この結果報酬比例部分を含めた年金額全体では、平均しておおむね10%引き上げられることになつた。

(イ) 障害年金および遺族年金の最低保障額も同様に10%引き上げ、9万6,000円(月額8,000円)を10万5,600円(月額8,800円)とした。

イ 標準報酬月額の上限の引き上げ(46年11月から)

年金額や保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限を、最近の賃金上昇に合わせて10万円から13万4,000円に引き上げた。

ウ 脱退手当金の特例措置の延長(51年5月まで)

女子については、被保険者期間が2年以上あれば年齢を問わず脱退手当金が受けられる特例措置があるが、この期限が46年5月末日となっていたのをさらに5年間延長した。

エ その他の改善

以上のほか、高偽者に対する通算老齢年金の支給要件の緩和、併給調整の緩和等の改善がはかられた。

(2) 国民年金

国民年金については、昨年に引き続き、福祉年金の改善がはかられた。

ア 福祉年金額の引き上げ(46年11月分から)

老齢福祉年金2万4,000円→2万7,600円(月額2,300円)

障害福祉年金3万7,200円→4万800円(月額3,400円)

母子福祉年金および準母子福祉年金3万1,200円→3万4,800円(月額2,900円)

イ 戦争公務による扶助料等との併給制限の緩和(46年10月分から)

戦争公務による公務扶助料等との併給について、准士官以下の旧軍人およびこれに相当する旧軍属等に係るものであるときは、福祉年金が全額支給されるように緩和された。

ウ 障害者に対する老齢福祉年金の支給開始年齢の引き下げ(46年11月分から)

老齢福祉年金の支給開始年齢を、日常生活が著しい制限を受ける程度の障害を有する者については65歳に引き下げる。

エ その他の改善

所得制限を大幅に緩和し、本人所得制限限度額を32万円から35万円に、扶養義務者所得制限を扶養親族が5人の場合に年収135万7,700円から180万円にそれぞれ引き上げるとともに、高齢者に対する通算老齢年金の支給要件を緩和するなどの改善を行なった。

(3) 船員保険

船員保険についても、厚生年金の改正と同様の趣旨からつぎのような改正が行なわれた。

ア 年金額の引き上げ(46年11月分から)

(ア) 老齢年金の定額部分の額を9万6,000円(月額8,000円)から11万400円(月額9,200円)に引き上げた。

(イ) 職務外の事由による障害年金および遺族年金の最低保障の額を9万6,000円(月額8,000円)から10万5,600円(月額8,800円)に引き上げた。

(ウ) 職務外の事由による障害年金および遺族年金の額に含まれる職務外相当分についても,(ア)に準じて引き上げを行なった。

イ 標準報酬月額の上限の引き上げ(46年10月から)

1万2,000円から13万4,000円までの32等級を1万2,000円から15万円までの34等級とした。

ウ その他

厚生年金保険の改正に準じて女子に対する脱退手当金の特例措置の延長,高齢者に対する通算老齢年金の支給要件の緩和,併給調整の緩和などの改正が行なわれた。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(1) 適用状況

国民年金は他の公的年金が被保険者を職場単位にはあくしているのと異なり、被保険者を住所地において個人単位にはあくしなければならず、しかも、対象となる人達が年金制度になじみの薄い階層であることから、これらの対象者を個々にはあくし、制度に加入させるにあたっては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題があるが年金額の大幅引き上げを中心とする制度改善を機として住民の制度に対する関心も高まり、適用が著しく促進された。

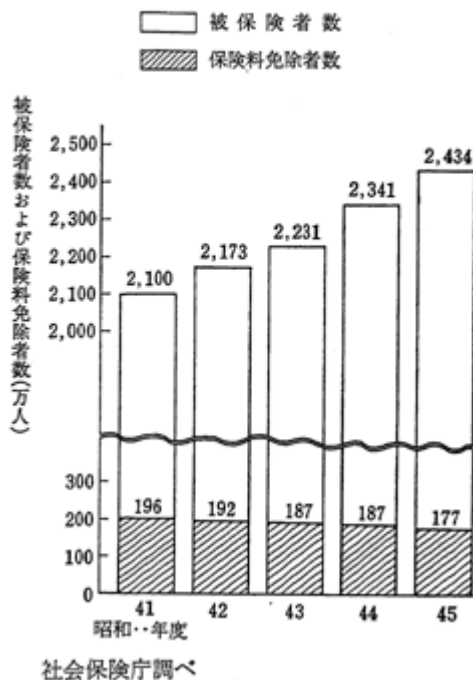
しかしながら、20歳を中心とする若年層については、その認識が薄いことなどから、伸びなやみの状態にある。

今後はこの若年層に対する適用の促進が重点となろう。

この適用状況についてみると46年4月末における被保険者数は2,345万人であつて、41年度から45年度にかけては制度の趣旨の周知徹底とともに年間平均約84万人が増加してきている(第3-1-4図参照)。

第3-1-4図 国民年金被保険者数および保険料免除者数の推移

第3-1-4図 国民年金被保険者数および
保険料免除者数の推移



任意加入保険者の適用については、その伸びが著しく、45年度における適用者数は483万人で、前年度末に比べて47万人(10.9%)増加している。特に44年の法改正により高齢者のために設けられたいわゆる5年年金制度への加入者が44年度および45年度で73万人となり、国民の国民年金制度に対する理解が深まってきたことがうかがえる。

(2) 保険料

国民年金の保険料収入は、45年度において、1,071億円である。

現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であつて、その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われる。

この検認率についてみると、年々着実に向上しており、45年度末における全国平均の検認率は94.2%に達している。

しかしながら郡部における検認率が99.2%であるのに対し、都市部では91.1%であり、今後は大都市において、特別な施策を講じていく必要がある。

なお、未納者に対しては、46年度から初めて拋出制の老齢年金の支給が始まったこともあり、年金給付の受給資格要件の確保のためにも、戸別訪問による督促のほか納付書の発行、督促状の発行などの積極的な徴収体制をさらに充実していく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除の二つがある。法定免除とは障害年金または母子福祉年金もしくは準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法の生活扶助などを受けているとき、または国立らい療養所などの施設に収容されているときには、これらの事由に該当した月から免除されるものである。

申請免除とは、所得がない場合などで、保険料を納付することが困難であると認められる者には免除の申請を行ない、都道府県知事の承認を受けて免除が認められるものである。

45年度末において、保険料を免除された被保険者数は、法定免除66万人、申請免除111万人、合計177万人であ

つて,その免除率は9.1%である(第3-1-4図参照)。

第3-1-4表 福祉年金額の引上経過

第3-1-4表 福祉年金額の引上経過

(単位:円)

	老 齡 福祉年金	障 害 福祉年金	母 子 福祉年金	準 母 子 福祉年金
(制度発足時)				
34年11月1日	12,000	18,000	12,000	-
36 4 1				(創設) 12,000
38 9 1	13,200	21,600	15,600	15,600
40 9 1	15,600	24,000	18,000	18,000
42 1 1	18,000	26,400	20,400	20,400
43 1 1	19,200	30,000	24,000	24,000
43 10 1	20,400	32,400	26,400	26,400
44 10 1	21,600	34,800	28,800	28,800
45 10 1	24,000	37,200	31,200	31,200
46 11 1	27,600	40,800	34,800	34,800

この免除について年度別にその状況を見ると,逐次その数が減少している。これは,制度の趣旨が周知されるに従い,また,年金の支給開始時期がせまるにつれて被保険者が保険料を納付し,将来より有利な年金を受けることを希望していることのあらわれであろう。

(4) 所得比例

45年10月から所得比例制が導入されたが,45年度末の所得比例保険料納付者数は強制加入が8万人,任意加入が33万人となつている。

(5) 給付

拠出制の年金給付には,老齡年金,通算老齡年金,障害年金,母子年金,準母子年金,遺児年金,寡婦年金があり,その受給状況をみると,第3-1-3表のとおりである。老齡年金,通算老齡年金および寡婦年金は,昭和46年度より発生する。

第3-1-3表 国民年金受給権者および給付額の推移

第3-1-3表 国民年金受給権者および給付額の推移

		総 数	障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金
受給権者数 (人)	41年度	92,445	8,415	79,323	54	4,653
	42	117,048	17,776	93,783	52	5,437
	43	138,769	26,570	105,973	61	6,165
	44	157,824	35,682	115,447	69	6,626
	45	176,869	48,040	122,051	78	6,700
給付額 (千万円)	41年度	54,093	5,765	47,314	30	984
	42	69,022	12,189	55,648	29	1,156
	43	82,178	18,211	62,594	35	1,338
	44	93,912	24,457	67,974	39	1,442
	45	174,392	54,389	115,599	72	4,333

社会保険庁調べ

(6) 財政

国民年金は、将来の給付に備えて保険料収入を積立て、国もその保険料の拠出時において、保険料額の1/2に相当する額を積み立てるほか、給付費の一部を負担することになっている。

この国の負担割合は他の年金制度に比べて高くなっている。

積立金の総額は、45年度末において7,271億円に達している。

なお、45年7月から保険料の額が引き上げられたことおよび45年10月からの所得比例保険料の納付が行なわれたことに伴い、積立金も大幅に増加している。

このほか、国は国民年金の事務に要する経費を負担している。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者および年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金および準母子福祉年金の4種類の年金があるが、全額国庫負担の経過的、補完的年金であるため、拠出制の他の年金との均衡をはかりつつ、財政の状況等を勘案してその水準が考えられている。

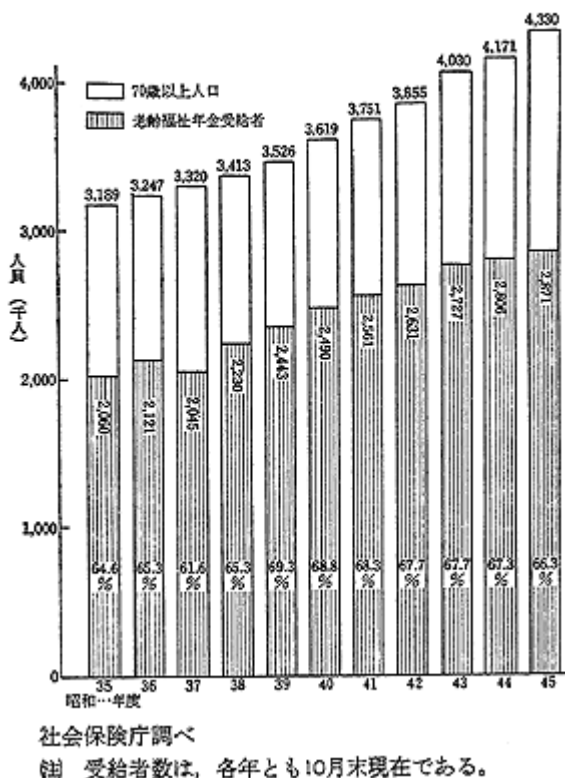
年金額の引き上げの経緯は、第3-1-4表のとおりとなつている。

福祉年金を受けている者の総数は昭和45年度末現在329万6,000人に達しているが、制度発足以来の推移をみると、母子、準母子福祉年金を除き逐年増加の傾向にある。このような傾向は、特に障害福祉年金において顕著であり、36年以来毎年のように行なわれてきた国民年金法の改正による支給範囲の拡大、支給制限の緩和等の福祉年金制度の改善によるところが少なくない。

老齢福祉年金の受給者は、45年10月末現在で287万1,000人であるが、これは、総理府の45年国勢調査による70歳以上の人口437万人の約66.0%に相当している(第3-1-5図参照)。

第3-1-5図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-5図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



老齢人口は年々増加の傾向にあるので、受給者もこれに伴って増加していくものと考えられるが、過去においては、第3-1-5図にも示すとおり、必ずしも老齢人口の増加に比例するものとはいえない。

これは、支給要件の拡大等による制度改善や、経済変動に伴う所得の増減により受給者数に変動があるためである。なお、昭和37年度において受給者が激減しているのは、この年に支給停止の規定に該当した者が多数にのぼったためであり、その後は扶養義務者の所得による支給停止あるいは他の公的年金を受給していることによる支給停止の規定が改正されたため、受給者は増加傾向をたどっている。

障害福祉年金は、当初視聴覚障害およびし体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象として発足したが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行なわれ、39年8月に結核および精神障害を、40年8月に精神薄弱を、41年12月に心臓機能障害や肝臓疾患、腎臓疾患、血液疾患などすべての障害をその支給対象に加え、さらに事後重症制度(障害福祉年金を支給する程度の障害者でないものでも、そののちに増悪したときは、障害福祉年金を支給する制度)もとり入れたのでかなり顕著な伸びを示している。

母子福祉年金および準母子福祉年金の受給者は急速に減少しているが、これは、その支給要件となる子、孫または義妹が義務教育を終了したこと等により逐次失権していることと、37年以降拠出年金の支給が開始されたことによつて新たな事故については拠出制の母子年金または準母子年金が支給されることとなつたためである。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によつて行なうところから、限られた範囲内で効果的に所得保障をはかろうとする趣旨で、いくつかの支給停止の規定が設けられている。

これを大別すれば、(ア) 一定額以上の所得を有することによるもの、(イ) 他の公的年金制度による給付を受けることによるもののふたつに分けることができる。

昭和45年度末現在の受給権者数は387万2,000人を数えるが、支給停止事由に該当して福祉年金の支給を停止されている受給権者は57万6,000人(14.9%)であり、このほか支給停止事由に該当するであろうということと受給権の裁定を受けていない潜在受給権者もかなりあるものとみられている。

ア 所得による支給停止

受給権者本人,その配偶者または受給権者の民法上の扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合,その年の福祉年金の全額を支給停止することとされている。受給権者は毎年6月,都道府県知事に対して所得状況届を提出し,これに基づいてその年の5月から翌年の4月までの福祉年金の支給が決定される。

所得による支給停止の基準額は,毎年,所得税法,地方税法の改正に伴って引き上げられるほか,国民一般の所得の伸びを考慮して引き上げをはかつてきている。

所得による支給停止の該当者は,45年度末現在43万5,000人で,その内訳は,扶養義務者の所得による支給停止の該当者が29万7,000人(68.4%),本人の所得による支給停止の該当者が12万3,000人(28.2%),配偶者の所得による支給停止の該当者が1万5,000人(3.4%)である。

なお,46年度においては,所得による支給停止の基準となる額が大幅に引き上げられたことに伴い,所得による支給停止の該当者は大幅に減少するものと見込まれている。

イ 公的年金受給による支給停止

公的年金受給による支給停止は,恩給,厚生年金保険などの他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対して福祉年金の支給を停止するというものである。すなわち,公的年金給付を,一定の額(公的年金が戦争公務によるものであるときは17万700円,その他の一般年金であるときは,福祉年金相当額)以上受けることができるときは,福祉年金額の全額を支給停止することとされ,公的年金の額がこの一定の額を下回る額であるときは,福祉年金の額の範囲内で一定の額と公的年金の額との差額を併給するというものである。

福祉年金と公的年金との併給者は,45年度末現在44万4,000人で,その99.6%は恩給法による旧軍人の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金などの戦争公務による恩給,年金の受給者である。また,福祉年金の全額を併給される者は,このうちわずか16万2,000人(36.5%)にすぎず,残りの28万2,000人(63.5%)は差額併給者(一部支給停止者)である。

なお,46年10月以降戦争公務による恩給年金のうち准士官以下の旧軍人またはこれに相当する旧軍属等に係るものを受給している者については,福祉年金の全額が併給されるように改正された。

(3) 給付費

福祉年金は,毎年1月,5月,9月を支払期月としてその前月までの分を受給者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は,全額国庫負担で,毎年度一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。制度が発足した34年から44年度末までに約4,473億円が支払われているが,最近5年間を年金種別にみると,第3-1-5表のとおりで,受給者の自然増加および年金額の引き上げなどの制度の内容改善によつて毎年増加している。

第3-1-5表 福祉年金支払額の推移

第3-1-5表 福祉年金支払額の推移

(単位:1,000円)

	総数	老 齢	障 害	母子・準母子
40年度	41,538	32,005	6,952	2,581
41	47,160	36,756	8,322	2,082
42	55,346	43,673	9,917	1,756
43	62,588	49,212	11,813	1,563
44	68,837	54,245	13,327	1,265

社会保険庁調べ

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

近年における厚生年金保険の適用事業所数は、毎年平均5%程度の増加を示しており、45年度末の適用事業所数は、73万1,572となつている。

また被保険者数は、毎年平均4%程度の増加傾向にあり、45年度末で2,223万人に達している。

なお、一事業所当たりの被保険者数は、45年度末では30.4人となつている。

(2) 標準報酬および保険料

厚生年金保険の保険給付額および保険料額の算出基礎となる標準報酬月額は、毎年平均13.4%程度の増加を示し、45年度末では、第4種被保険者以外の者の平均5万4,806円、第1種被保険者6万4,823円、第2種被保険者3万4,306円、第3種被保険者7万1,149円となつている。

保険料の額を算出する保険料率は、支出面での保険給付の予想額、収入面での積立金の運用利子および国庫負担の予定額に照らして5年ごとに再計算することになつている。現行の保険料率は、44年に行なわれた財政再計算に基づくものであるが、一度に大幅な引き上げをすることは被保険者や事業主の負担が急に増えることとなり適切でないとの要望から、つぎのように2段階に分けて引き上げられている。

	46年10月 ま で	46年11月 か ら
第1種被保険者(一般男子)	$\frac{62}{1,000}$	$\frac{64}{1,000}$
(特例第1種被保険者——厚生年金基金に加入している男子)	$\frac{36}{1,000}$	$\frac{38}{1,000}$
第2種被保険者(女子)	$\frac{46}{1,000}$	$\frac{48}{1,000}$
(特例第2種被保険者——厚生年金基金に加入している女子)	$\frac{24}{1,000}$	$\frac{26}{1,000}$
第3種被保険者(坑内夫)	$\frac{74}{1,000}$	$\frac{76}{1,000}$
(特例第3種被保険者——厚生年金基金に加入している坑内夫)	$\frac{36}{1,000}$	$\frac{38}{1,000}$
第4種被保険者	$\frac{62}{1,000}$	$\frac{64}{1,000}$

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金および遺族年金があり、一時金給付として障害手当金および脱退手当金がある。

45年度末における年金受給権者数は、119万3,975人で毎年16%前後増加している。

ア 老齢年金

45年度における老齢年金の受給権者数は、51万9,695人で、在職老齢年金の創設された40年は別として、毎年20%前後増加している。

イ 通算老齢年金

45年度末における通算老齢年金の受給権者数は9万535人で、本制度が創設された36年以来毎年著しい増加を続けており、40年度末の9,874人と比べると約9.2倍に達している。

第3-1-6表 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移

第3-1-6表 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移
(単位：円)

	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
41年度末	93,914	36,682	78,471	63,540
42	96,809	37,122	80,403	62,190
43	99,756	37,815	82,389	62,325
44	166,913	55,817	131,574	99,193
45	171,268	68,899	133,702	99,372

社会保険庁調べ
注 通算老齢年金には、特例老齢年金を含む。

ウ 特例老齢年金は、旧陸軍共済組合等の組合員であつた者について、その旧共済組合員期間を含め資格期間をみることによつて支給されるものであるが、45年度末における受給権者数は、378人である。45年度末における受給権者1人当たりの平均年金額は、6万5,650円となつている。

エ 障害年金

45年度末における障害年金の受給権者数は、9万5,166人であり、35年以来減少をたどつていたが、40年度末の7万6,029人を境として41年度以後は増加してきている。

オ 遺族年金

45年度末における遺族年金の受給権者数は、48万8,579人で、毎年10%程度増加しており、40年度末の28万5,737人と比べると約1.7倍に達している。

カ 障害手当金

45年度における障害手当金の受給権者数は、517人で、受給者1人当たりの平均受給額は、23万8,917円である。

キ 脱退手当金

45年度における脱退手当金の受給者数は、18万6,041人で、受給者一人当たりの平均受給額は3万5,583円である。

(4) 年金給付の業務

保険給付の裁定業務は、従来、社会保険事務所で行なわれていたが、脱退手当金を除き、被保険者記録を保管している社会保険庁において、電子計算組織を活用して集中処理することとし、43年1月から裁定事務を行なつている。すでに年金給付の支払事務については、41年2月から集中処理を行なつているので、これによつて裁定から支払いまでの事務処理が一元的に行なわれることとなつた。

年金は、毎年2月、5月、8月および11月の4期(通算老齢年金および特例老齢年金は6月と12月の2期)にそれぞれの前月分までを社会保険庁から、受給者の指定した銀行の預金口座または郵便局へ直接送金することになつている。

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は保険給付に要する経費と保険事業の運営に要する事務費に大別される。前者はその約80%を保険料と積立金から生ずる利子収入でまかない、残りの約20%を給付を行なう際に国庫が負担し、後者はその全額を国庫が負担している。その財政収支状況は、第3-1-7表のとおりである。

第3-1-7表 厚生年金保険収支状況

第3-1-7表 厚生年金保険収支状況

(単位:百万円)

	41年度	42	43	44	45
収入総額	480,033	551,068	634,112	779,611	1,033,362
保険料	360,711	402,813	450,557	553,604	747,945
国庫負担金	14,962	14,989	17,598	22,432	33,004
事務費	2,889	3,123	3,630	4,316	5,192
給付費	12,073	11,866	13,968	18,116	27,812
利子	102,522	131,461	163,374	201,213	249,612
積立金より受入	-	378	207	-	-
その他の収入	1,838	1,427	2,376	2,362	2,801
支払総額	62,077	73,372	85,603	108,967	167,168
保険給付費	54,441	65,051	76,847	98,855	154,470
事務費	3,771	4,462	4,791	5,133	5,698
福祉施設費	3,704	3,653	3,889	4,714	6,887
その他の支出	161	207	76	265	113
収支差引剰余金	417,956	477,696	548,509	670,644	866,194
翌年度へ繰越	-	230	527	906	-
積立金へ繰入	417,956	477,466	547,982	669,738	866,194
年度末現在積立金	1,441,442	1,859,020	2,336,280	2,884,262	3,554,000

資料:社会保険庁「事業年報」

注 1 「事務費」は、厚生保険特別会計の年金勘定から予算定員数等により推計したものである。

2 「積立金へ繰入」は、当該年度の決算の結果、翌年度において積立てられる額である。したがって当該年度の「年度末現在の積立金」は前年度分までの積立金の総額である。

(6) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほかに、被保険者、被保険者であつた者および受給権者の福祉の増進をはかることを目的として、つぎのような施設を設けている。

(ア) 厚生年金病院8か所

(イ) 厚生年金会館4か所

(ウ) 厚生年金老人ホーム13か所

(エ) 厚生年金スポーツセンター3か所

(7) 厚生年金基金

厚生年金基金は、厚生年金保険の老齢年金および通算老齢年金のうち、報酬比例相当部分について、政府を代行し、合わせて、これを上回る年金給付を行なうことを目的として厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。基金は、規模1,000人以上の企業または合わせて1,000人以上となるいくつかの企業が共同し

て設立することができるが、労使の合意が必要とされている。

41年11月の発足以降の基金の設立状況をみると、41年度140,42年度163,43年度150,44年度128,45年度132と推移し、46年7月1日現在では、774基金441万人をこえる加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、774基金のうち単独企業による単独設立が393基金で50.8%を占め、子会社等を含む2以上の関連企業による連合設立が212基金27.4%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が169基金21.8%となっている。

母体企業の態様別状況は第3-1-8表のとおり、機械器具製造業、卸売小売業等が多い。

第3-1-8表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-8表 企業業態別厚生年金基金設立状況
(46年7月1日現在)

業 態	基 金 数	加 入 員 数	1基金当たり 加 入 員 数
水 産 業	3	6,350人	2,117人
建 設 業	26	79,141	3,044
食 料 品 製 造 業	31	114,931	3,707
織 維 製 品 製 造 業	65	369,860	5,690
木 製 品 製 造 業	7	13,663	1,952
化 学 工 業	60	210,482	3,508
金 属 工 業	35	183,644	5,247
機 械 器 具 製 造 業	158	1,170,629	7,409
そ の 他 の 製 造 業	42	223,405	5,319
卸 売 小 売 業	150	910,371	6,069
金 融 業	72	395,791	5,497
運 輸 通 信 業	76	446,225	5,871
サ ー ビ ス 業	49	284,676	5,810
計	774	4,409,168	5,697

加入員規模別をみると、5,000人未満の基金が72.4%を占め、5,000人以上は、わずか17.6%にすぎないが第3-1-9表のとおり5,000人以上の基金の占める割合は上昇の傾向を示している。

第3-1-9表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-9表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	～2,000人	2,000～5,000	5,000～10,000	10,000～
41年11月	(44.8) 39	(41.4) 36	(9.2) 8	(4.6) 4
42 7	(49.8) 108	(37.3) 81	(6.5) 14	(6.5) 14
43 7	(47.8) 179	(33.6) 126	(8.5) 32	(10.1) 37
44 7	(47.8) 253	(31.6) 167	(9.4) 50	(11.2) 58
45 7	(46.2) 293	(30.3) 192	(12.5) 79	(11.0) 70
46 7	(43.5) 337	(28.9) 224	(15.4) 119	(12.2) 94

脚 ()内の数字は%

ア 基金の給付

基金が支給する給付には退職を支給事由とする年金給付と脱退または死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は、厚生年金保険の老齢年金または通算老齢年金の報酬比例部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ方式で、これより手厚い給付を行なうもの(代行型)、この方式によるものに特別の額を上積みする方式を加えたもの(加算型)等があり、第3-1-10表にみられるとおり、最近加算型基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-10表 制度設計タイプ別厚生年金基金の推移

第3-1-10表 制度設計タイプ別厚生年金基金の推移

	代 行 型	加 算 型	共 済 型
41年11月	(78.2) 68	(21.8) 19	(0.0) 0
42 7	(71.8) 156	(27.6) 60	(0.6) 1
43 7	(66.8) 250	(32.8) 123	(0.4) 1
44 7	(62.3) 329	(36.9) 195	(0.8) 4
45 7	(63.2) 401	(36.1) 229	(0.7) 4
46 7	(66.1) 512	(33.2) 257	(0.7) 5

注 ()内の数字は%

これらの年金給付が、厚生年金保険の水準を上回る厚みとしてのプラスアルファ別基金数は、第3-1-11表のとおりである。

第3-1-11表 プラスアルファ別基金数

第3-1-11表 プラスアルファ別基金数
(46年7月1日現在)

プラスアルファ	基 金 数
30 ~ 40%未満	424
40 ~ 50	80
50 ~ 60	33
60 ~ 70	19
70 ~ 80	25
80 ~ 90	21
90 ~ 100	21
100 ~ 200	110
200 ~ 300	29
300 ~	12

なお、プラスアルファの大きい基金は、ほとんど加算型の算定方式をとっている。

年金給付の受給権者は、基金制度自体の歴史の浅い関係上、まだ本格化していないが、順次その数を増し、45年度末では4万人をこえるに至った。

イ 掛金

基金の掛金の額は、基金が設立されたことに伴って政府に納付することを免除される男子1,000分の26,女子1,000分の22に相当する保険料相当額と基金のプラスアルファ給付に見合った額とされている。掛金の額の負担割合は、事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によつて政府に納付することが免除される保険料相当額をこえる部分については、事業主の負担を増加することができることになつており、現に774基金の大部分が事業主負担でまかなつている。

ウ 標準給与

基金の給付および掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等について、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入および年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、厚生年金保険の報酬比例部分に見合う部分に対して政府管掌と同じ国庫負担が行なわれる。)でまかなわれ、基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担することが通例とされている。

なお、基金は、給付に対して適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行ない、以後5年目ごとに財政再計算を行なわなければならないことになつている。45年3月31日には42年4月までに設立した159基金が財政再計算を実施し、46年3月31日には43年4月までの180基金が財政再計算を実施中である。159基金の財政再計算結果をみると67基金が掛金の引き上げを必要とされたが、その原因の大部分は、基金設立後の労働事情の変化に伴う新規加入員の年齢構成の上昇、死亡率の減少、企業の定年制の延長等に負うところが大きい。

オ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について、1か月でも加入員期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金を支給することを目的として、基金からの年金給付の支給義務の移転の申し出により年金給付の現価相当額の移換を受け、これによつて承継した中途脱退者に係る年金給付の支給を主たる業務とするのが、厚生年金基金連合会である。46年7月現在までの中途脱退者数および現価相当額は、それぞれ162万人および116億6,500万円である。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

年金部門の給付の種類としては、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金の各年金と障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金、脱退手当金の各一時金の給付がある。

そのほか、従前の規定による遺族給付として寡婦(夫)年金および遺児年金がある。

年金部門のうち、主なものの給付状況は、つぎのとおりである。

ア 老齢年金

45年度末における老齢年金の受給者数は、前年度末に比べると17%の増加である。

一方一人当たりの平均金額は、40年5月のいわゆる1万円年金および44年11月の2万円年金等の給付改善等によつて、年々増加してきている。

イ 障害年金

45年度末における障害年金の受給者数は、前年度末に比べ、職務外事由によるもの3%および職務上事由によるもの、12%の増加である。

45年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、職務外14万3,688円、職務上21万7,625円である。

ウ 遺族年金

遺族年金の件数は、職務外事由によるものは、毎年度20%程度の増加を示しており、また職務上の事由によるものは、おおむね被保険者数に比例して増加している。

45年度末の遺族年金1人当たりの平均年金額は職務外、職務上ともかなりの上昇を見ている。

(2) 年金給付の支払状況

年金は毎年2月,5月,8月および11月の4期にそれぞれ前月分までを,社会保険庁から受給者の指定した銀行の預金口座または郵便局へ直送することになっている。

第3-1-12表 船員保険年金受給者の推移

第3-1-12表 船員保険年金受給者の推移

(単位:人)

	総数	老齢年金 (通算老齢年金を含む)	障害年金		遺族年金		寡婦かん夫 遺児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
39年度末	33,007	5,902	2,176	1,065	2,150	18,818	2,846
40	34,764	6,730	2,178	1,076	2,710	19,301	2,769
41	37,341	8,071	2,321	1,130	3,492	19,578	2,749
42	40,302	9,571	2,518	1,213	4,464	19,813	2,723
43	42,630	10,591	2,654	1,327	5,350	20,033	2,675
44	32,797	12,141	2,432	1,211	6,194	8,164	2,655
45	36,532	14,236	2,513	1,356	7,323	8,494	2,610

社会保険庁調べ

注 44年, 45年度末の職務上の障害年金および遺族年金は, 戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているため, 支給停止されている者を除いた。

第3-1-13表 船員保険年金種類別1件当たり金額

第3-1-13表 船員保険年金種類別1件当たり金額

(単位:円)

	老齢年金	通算老齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦かん夫 遺児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
39年度末	57,432	18,238	57,455	65,119	28,234	36,885	29,396
40	123,484	33,442	85,883	114,613	67,827	82,964	65,257
41	128,964	32,701	87,914	120,104	68,104	86,513	64,684
42	133,748	33,287	88,865	127,374	68,374	89,216	64,205
43	136,865	36,106	90,859	137,277	68,916	92,423	63,657
44	221,874	64,156	140,583	183,313	107,536	154,385	96,880
45	229,807	83,971	143,688	217,625	108,570	191,702	96,631

社会保険庁調べ

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は、昭和30年代に始まったエネルギー革命に対する石炭対策の一環として、石炭鉱業労働者の老齢または死亡について給付を行ない、それによつて石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。石炭鉱業の事業主が基金の会員となり、前年の出炭量に応じて掛金を全額負担し、坑内員・坑外員が受ける給付が、厚生年金保険の老齢年金にプラスアルファとして上積みされる点に、この制度の特色がある。

この制度も、発足以来5年を経過し、昭和47年度からいよいよ給付が始まることになっており、また、制度発足以来はじめての財政再計算を行なう年を迎えている。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

6 農業者年金基金

農業者年金制度は、国民年金のみによつては満たされない農業自営者の老後の生活の保障および農業経営の近代化に資するという農政上の要請にこたえるために国民年金の基礎のうえに付加される年金制度として、45年第63回国会において成立した農業者年金基金法に基づき創設された。このためその事業主体として45年10月1日特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は、農業者年金事業のほか、農業者年金事業の対象とならない高齢経営主や零細経営主を対象として一時金を支給する離農給付金事業、農地売買事業、農地取得に際しての融資事業等も行なっている。

農業者年金の被保険者は、一定の経営規模以上(0.5ヘクタール以上、ただし北海道においては一部を除き2ヘクタール以上)の農業経営主とされている。また、その給付には、20年の保険料納付済期間と経営移譲を要件として60歳から支給される経営移譲年金、20年の保険料納付済期間を要件として65歳から支給される農業者老齢年金、脱退一時金および死亡一時金とがある。

農業者年金被保険者の適用は46年1月から開始されたが、準備期間が短かつたことや、末端での適用事務が基金からの業務委託を受けて農業協同組合および市町村農業委員会という年金制度の業務処理になじみのやすい組織で行なわれること等から、制度の周知徹底、事務処理体制の整備が立ちおくれた。このため、当初加入を見込まれた約200万人の被保険者の適用には遠くおよばない現状であり、今後さらに、制度の正しいPR、事務処理体制の整備が強力に推進される必要がある。

しかしながら、基金関係者の努力、関係団体、都道府県関係者の協力により、46年6月末現在、資格取得届の受付件数65万1,000件、資格決定件数51万9,000件となつており、今後急速な適用の伸びが期待されている。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

1 年金積立金の現状

わが国の公的年金各制度は、いずれも将来の年金給付に備えてあらかじめ保険料を積み立てておき、これを有利かつ確実に運用することで給付財源の相当部分をまかなう、いわゆる積立式と呼ばれる財政方式を採用している。

厚生年金保険、国民年金では、まだ給付が本格化するに至っていないところから、毎年保険料および積立金の運用収入が給付費を大きく上回つていて、両年金の積立金は累増を続け、45年度末では5兆1,473億円の巨額に達している。両年金制度における積立金の累積状況は第3-1-14表のとおりである。

第3-1-14表 厚生年金保険・国民年金の積立金累積状況

第3-1-14表 厚生年金保険・国民年金の積立金累積状況
(単位：億円)

	厚生年金保険		国民年金	
	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計
41年度	4,179	18,594	586	2,532
42	4,771	23,365	824	3,356
43	5,478	28,843	996	4,352
44	6,697	35,540	1,233	5,585
45	8,662	44,202	1,486	7,271

厚生省年金局調べ

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

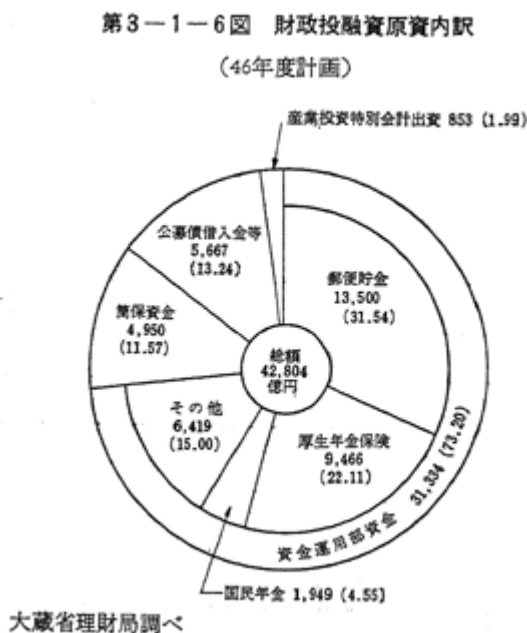
2 年金積立金の運用の概要

厚生年金保険および国民年金の積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

財政投融资は、政策金融として、国家目的に即した分野に長期かつ低利の資金を融通するもので、最近では住宅建設、上下水道の整備、公害防止など国民生活に密接した部門、道路や鉄道など公共投資の一部あるいは中小企業および農林漁業に対する金融に重点が置かれている。46年度における財政投融资計画(当初計画)は4兆2,804億円であり、政府の一般会計歳出予算額(当初)9兆4,143億円に比べると45%、おおよそ歳出予算の半分に相当し、わが国の経済に与える影響もきわめて大きい。

財政投融资の原資見込(当初計画)は第3-1-6図のとおりで、資金運用部資金はその総額の73.2%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険および国民年金の預託原資は1兆1,415億円であり、資金運用部資金の36.4%を占めている。

第3-1-6図 財政投融资原資内訳



年金積立金の運用使途については、36年1月に行なわれた厚生大臣と大蔵大臣との協議に基づき、主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野(住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業)に最重点を置き、残余についても国民生活の安定向上の基礎となる分野(国土保全、災害復旧、道路、運輸通信、地域開発)に限定して運用すること。そして前者の分野において、一定部分を年金積立金の還元融資として、保

険料拠出者である両年金制度の被保険者等の生活の向上に直接寄与する施設の整備に融通することとされている。なお、年金積立金の用途については、財政投融资計画の用途別分類表に「年金資金等」の区分で示されるが、46年度の運用計画では第3-1-15表のとおりである。

第3-1-15表 昭和46年度財政投融资用途別分類表(当初計画)

第3-1-15表 昭和46年度 財政投融资用途別分類表(当初計画)

(単位:億円)

	財 投 合 計	産業投資 特別会計 出 資	資金運用部資金			簡 保 資 金	公募債借 入 金 等
			年 金 資 金 等	郵 貯 資 金 等	小 計		
総 額	42,804	853	11,959	19,375	31,334	4,950	5,667
(1) 住 宅	8,654	-	2,762	2,892	5,654	1,020	1,980
(2) 生活環境整備	5,199	1	2,265	1,779	4,044	250	904
(3) 厚生福祉施設	1,183	-	1,112	71	1,183	-	-
(4) 文 教 施 設	964	-	232	341	573	391	-
(5) 中 小 企 業	6,584	-	2,273	3,334	5,607	515	462
(6) 農 林 漁 業	2,164	-	817	1,197	2,014	150	-
(1)~(6) 小 計	24,748	1	9,461	9,614	19,075	2,326	3,346
(7) 国土保全、 災害復旧	617	-	174	256	430	187	-
(8) 道 路	3,508	-	485	909	1,394	1,359	755
(9) 運 輸 通 信	5,651	-	1,405	2,464	3,869	773	1,009
(10) 地 域 開 発	1,791	15	434	635	1,069	214	493
(7)~(10) 小 計	11,567	15	2,498	4,264	6,762	2,533	2,257
(11) 基 幹 産 業	2,299	187	-	1,957	1,957	91	64
(12) 輸 出 振 興	4,190	650	-	3,540	3,540	-	-

大蔵省理財局調べ

- 注 1 開発銀行、地方公共団体等については、事業規模等を基礎として配分した。
 2 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険および国家公務員共済組合の新規預託増加分を計上した。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

3 年金積立金の還元融資

年金積立金の還元融資(厚生年金保険積立金還元融資,国民年金特別融資)は,保険料の拠出者に対してその積立金の運用に伴う投資効果を直接に及ぼすという趣旨に基づくものである。この還元融資は,年金制度の被保険者等の福祉の増進に直接寄与する住宅や病院に,また保育所,老人ホームなどの社会福祉施設,会館,国民宿舎,体育施設に,あるいは清掃事業,上水道事業など生活環境整備に対して行なわれる。

この還元融資の主なものとしては,都道府県や市町村に対して特別地方債という形で行なう地方公共団体貸付と,特殊法人である年金福祉事業団を通じて行なう民間向けの融資とがあり,46年度においては,還元融資の資金枠2,904億のうちそれぞれ54%,29%をあてている。

還元融資の資金枠は,毎年4月から翌年3月末までの間に資金運用部に預け入れる年金資金の預託見込額を基準として,その25%相当額とされている。この資金枠については,融資需要に応じて拡大するよう要望されているが,46年度においては,従来の25%相当額のほかに,特に諸般の事情を考慮して50億円を増額し,資金量の増大をはかっている。

昭和46年度における還元融資の資金計画は,第3-1-16表のとおりであり,この計画の主要な部分を占める特別地方債および年金福祉事業団の概要は,つぎに述べるとおりである。

第3-1-16表 厚生年金保険積立金還元融資・国民年金特別融資資金計画

第3-1-16表 厚生年金保険積立金還元融資・国民年金特別融資資金計画

(単位:億円)

	総 額		厚生年金保険		国民年金	
	45年度	46年度	45年度	46年度	45年度	46年度
預託金増加額	9,227	11,415	7,731	9,466	1,496	1,949
還元融資, 特別融資資金総額	2,357	2,904	1,933	2,417	424	487
年金福祉事業団	(820)	(940)	(809)	(929)	(11)	(11)
住宅	680	840	670	830	10	10
療養施設	(685)	(790)	(685)	(790)	(-)	(-)
厚生福祉施設	562	705	562	705	-	-
	(55)	(55)	(50)	(50)	(5)	(5)
	48	52	43	47	5	5
	(80)	(95)	(74)	(69)	(6)	(6)
	70	83	65	78	5	5
特別地方債	1,285	1,575	920	1,155	355	420
住宅・水洗	75	85	65	70	10	15
病院	250	300	170	195	80	105
厚生福祉施設	250	300	95	100	155	200
清掃	170	219	170	219	-	-
簡易水道	65	94	-	94	65	-
と畜場	7	11	7	11	-	-
産業廃棄物処理	-	10	-	10	-	-
同和対策	55	100	-	-	55	100
下水道	131	156	131	156	-	-
上水道	282	300	282	300	-	-
その他	392	489	343	432	49	57
医療金融公庫	194	219	175	198	19	21
社会福祉事業振興会	38	51	19	26	19	25
国立病院特別会計	55	58	44	47	11	11
公害防止事業団	105	161	105	161	-	-

厚生省年金局調べ

② 年金福祉事業団における()内の額は, 事業計画額(貸付決定限度額)である。

(1) 特別地方債

特別地方債は,都道府県,市町村などの地方公共団体が,厚生年金保険および国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を設置または整備しようとする場合に行なわれる融資であり,融資対象施設は,住宅(厚生年金保険の適用を受ける中小企業事業主に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅および下水道終末処理施設が完備している地域で既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付けする事業)病院,厚生福祉施設(国民宿舎などの休養施設,体育施設,会館,保育所などの社会福祉施設等),清掃施設(し尿処理,ごみ処理施設等),簡易水道,上水道施設などである。なお,利率は年6.5%である。

(2) 年金福祉事業団

年金福祉事業団は,厚生年金保険船員保険,または国民年金の被保険者等の福祉を増進するために,住宅,療養施設または厚生福祉施設を設置または整備しようとする事業主,被保険者団体などに対し,長期かつ低利の融資を行なうため,36年11月に設立された特殊法人である。

貸し付けの相手方は,厚生年金保険の適用事業主,船舶所有者,中小企業協同組合,消費生活協同組合,健康保

険組合,国民健康保険組合,日本赤十字社,社会福祉法人などである。融資の対象となる施設は住宅,療養施設,厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教育文化施設など)である。

利率は,大企業事業主(事業主または船舶所有者で資本の額または出資の総額が5,000万円(商業,サービス業は,1,000万円)をこえ,かつ,常時使用する被保険者数が300人(商業,サービス業は50人,鉱業は1,000人)をこえるものをいう)については年7%,中小企業主その他の法人については年6.5%であるが,特に被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の資金融資については年5.5%とされている。

なお,年金福祉事業団融資については,事業枠(貸付決定限度額)が設けられており,46年度は940億円で,この額まで貸し付けを決定することができる仕組みとなつている。

特別地方債および年金福祉事業団の45年度における融資の申請および決定の状況は第3-1-17表,第3-1-18表のとおりであつた。

第3-1-17表 昭和45年度特別地方債の申請状況および決定状況

第3-1-17表 昭和45年度 特別地方債の申請状況および決定状況

(単位:百万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	4,113	214,195	4,335	172,355
住 宅	73	9,320	73	7,500
病 院	478	69,034	452	49,073
厚生福祉施設	1,730	13,060	1,521	37,166
社会福祉施設	1,048	18,481	961	9,468
衛生検査施設	8	1,002	8	830
保 健 所	28	889	25	732
看護婦等養成所	33	1,639	28	1,052
火 葬 場	85	1,401	68	592
体 育 施 設	337	19,095	273	10,421
休 養 施 設	77	3,720	66	3,149
青少年教育施設	21	1,081	15	663
会 館	87	14,620	72	10,138
東海自然歩道	6	1,132	5	121
清 掃	932	62,541	792	26,267
簡 易 水 道	874	7,737	874	7,264
と 畜 場	26	2,501	25	700
同 和 対 策	(665)	(9,978)	(665)	(8,941)
上 水 道	(23)	(107,822)	(22)	(88,151)
下 水 道	(7)	(67,011)	(7)	(49,358)
			7	11,449

厚生省年金局調べ

注 1 本表は,前年度からの継続融資分および45年度以降の融資予定分を含んでいる。

2 同和対策,上・下水道における()内の数値は,特別地方債によるもののほか,他の政府資金,公募資金によるものを含めたものである。

第3-1-18表 昭和45年度年金福祉事業団の申請状況および決定状況

第3-1-18表 昭和45年度 年金福祉事業団の申請状況および決定状況
(単位:百万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	4,102	121,725	3,002	82,000
住 宅	3,454	96,464	2,638	68,500
療 養 施 設	79	6,524	75	5,500
厚生福祉施設 総 数	569	18,737	289	8,000
体 育 施 設	65	3,065	38	1,580
休 養 施 設	180	4,515	100	2,235
教養文化施設	210	8,134	82	2,684
給 食 施 設	108	2,781	67	1,485
その他の施設	6	242	2	16

厚生省年金局調べ

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第1節 生活保護制度の概要

生活保護制度は、何らかの原因で貧困に陥り、自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において、健康で文化的な最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。

現行の生活保護法が憲法第25条の理念に基づいて制定されて以来、すでに20年を経過するが、その間社会保障制度の基底に位する公的扶助法として重要な役割を果たしてきた。

最近の社会経済情勢の変化は著しくそれに伴つて、生活保護制度の内容も、国民生活の向上に対応して充実改善をはかつてきたが、基本的な考え方は、現行法制定以来変わっていない。その生活保護の基本的考え方を示すとつぎのとおりである。

- (1) 生活保護は、国の責任において行なわれる生活保障施策であること。
- (2) 国民には、この法律に定める要件を満たす限り、無差別平等に保護を請求する権利があること。
- (3) この法律によつて保障される最低限度の生活は、健康で文化的なものでなければならないこと。
- (4) 生活保護は、生活困窮者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行なわれるべきものであり、また扶養義務者や他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先すべきものであること。

これらの原理のうち、(3)については、後に述べるように厚生大臣が、具体的に、この原理に基づき、最低生活の中味となる保護の基準を、告示で定めることとなつている。

また、(4)の原理は「補足性の原理」と呼ばれるもので、これは、公的な扶助を行なう前に、できるだけ自分で生活維持のための努力をしようという自己責任の考え方に基づくものである。一定以上の収入や資産があれば保護を適用しないのは、この考え方に基づくものである。また、年金や健康保険などの他の社会保障給付も、この原理により当然生活保護に先だつて適用されるべきものであるので、このことから社会保障制度の基底に位するというさきほど述べたような生活保護制度の性格が導かれるわけである。

生活保護法による保護は、生活扶助、住宅扶助をはじめとする7種の扶助に分けられ、生活に困窮する者からの申請に基づき、生計を一にする世帯を単位として、1種または2種以上の扶助が決定される。前述したように保護を行なうことは、最終的には国の責任であるが、実際の事務は、国の事務として地方公共団体が行なうこととなつており、さらに個々の生活困窮世帯に対する給付事務等はその居住地を管轄する福祉事務所において行なわれている。

なお、これらの保護に要する費用は、保護が最終的には国の責任であることにかんがみ、国が8割を負担し、残りの2割を地方公共団体が負担することになつている。

厚生白書(昭和46年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第2節 中央社会福祉審議会生活保護専門分科会の中間報告

昭和44年11月、厚生大臣は、中央社会福祉審議会に対し、つぎの2点について諮問した。

- (1) 国民生活の変化に対応した保護基準の引き上げの方向
- (2) 被保護階層の質的变化に対応した処遇の充実改善

この諮問を受けて、中央社会福祉審議会は生活保護専門分科会において審議をかさねた結果、昭和45年11月25日、とりあえず当面の問題についてつぎのような中間報告を行なった。この報告は、(1) 生活保護制度の位置、(2) 生活保護をめぐる諸条件の変化、(3) 今後の生活保護基準等改善の方向、(4) 高齢者、身体障害者の処遇改善についての考え方、(5) 今後の研究項目の5つの項目から成っているが、その骨子となる部分は、(2)、(3) および(4)である。

まず、(2)の「生活保護をめぐる諸条件の変化」の項においては、高度経済成長などの経済的社会的変動に適応しにくい高齢者や摩擦的落層者等の動向に注目すべきこと、低所得階層と一般階層との消費水準の格差が、縮小の傾向にあること、国民の消費構造が多様化し、生活意識の中流化が進行するに伴い、被保護階層の相対的欠乏感が増大していること等今後の施策の前提となる社会経済情勢の変動について指摘を行なっている。

つぎに、(3)の「今後の生活保護基準等改善の方向」においては、以上の前提の下に、今後の生活保護の改善の方向として、つぎのような施策を講ずべきことを提唱している。すなわち、ア 今後の生活保護の対象は、高齢者、身体障害者のごとき本来的に適応力の弱い階層および経済成長に容易に適応し得ぬ諸階層に向けるべきこと。イ 近年、低所得階層の生活水準の向上が著しいため、これとの格差縮小をも考慮しつつ、基準の改善をはかるべきこと等である。

つぎに(4)の「高齢者、身体障害者の処遇改善についての考え方」においては、(3)において述べられた改善の方向のうち特に緊急性を要する高齢者、身体障害者の処遇の充実について、具体的にその方策を示唆している。すなわち、これらの階層は経済成長の繁栄からとり残され、核家族化、扶養意識の減退など社会の変動による影響を直接に受け、社会生活を営むうえでの特殊需要が増大しているため、これらの特殊需要に対処するよう特段の配慮が必要であること、また、それらの者の収入認定の取り扱いについて新しい見地から考慮を払う必要のあることなどである。

この中間報告を受けて、厚生省としても昭和46年度の基準等の改善にあたって、以下、第3、4節において述べるように、この中間報告の趣旨を尊重して、高齢者、身体障害者等に対し種々の改善措置を講じたところである。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第3節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

生活保護法は、憲法第25条に規定する理念に基づき、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的として制定されているが、この制度の運用にあたっては、「健康で文化的な最低限度の生活」という抽象的な概念で表現されたものを、要保護者の生活需要の測定に適した具体的な基準(ものさし)とする必要がある。これを具体的に設定したものが生活保護法第8条の規定に基づいて厚生大臣が定める生活保護基準である。

この基準は、年齢別、性別、世帯人員別、所在地域別等の事情を考慮して決定されるが、国民生活の現状と将来の見通しについて十分検討が行なわれ、最低生活費として合理的であり、かつ妥当な水準が確保されるよう努めている。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第3節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改定

昭和46年度の生活扶助基準については、政府の経済見通し等に基づいて昭和46年度における国民生活の向上の度合いを勘案し、一般世帯と被保護世帯との格差を縮小するという観点から昭和45年度同様14%の引き上げを行なつた。この引き上げによる生活扶助基準の実質改善率は、昭和46年度における消費者物価(全国)の上昇が5.5%見込まれていることから8.1%となる。

この結果、1級地(大都市およびその周辺地域)における標準4人世帯(35歳男,30歳女,9歳男,4歳女)の生活扶助基準は、昭和45年度の月額34,137円から38,916円(第3-2-1表)と4,779円の増額となつた。ちなみにこれは昭和35年度の標準4人世帯の生活扶助基準の4.4倍となつている。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移
(標準4人世帯1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
	年 月 日	円	%	
第16次	35 4 1	8,914	-	100.0
第17次	36 4 1	10,344	116.0	116.0
第18次	37 4 1	12,213	118.0	137.0
第19次	38 4 1	14,289	117.0	160.3
第20次	39 4 1	16,147	113.0	181.1
第21次	40 4 1	18,204	112.0	204.2
第22次	41 4 1	20,662	113.5	231.8
第23次	42 4 1	23,451	113.5	263.1
第24次	43 4 1	26,500	113.0	297.3
第25次	44 4 1	29,945	113.0	335.9
第26次	45 4 1	34,137	114.0	383.0
第27次	46 4 1	38,916	114.0	436.6

さらに、昭和46年度の生活扶助基準改定に際しては、前述した中央社会福祉審議会生活保護専門分科会の中間報告の趣旨に沿い、特に高齢者、重度障害者に対する基準引き上げについて特別の配慮を行なつた。すなわち、高齢者については、65歳以上のものの生活扶助基準が一般の引き上げ率14%を土回る17%程度の改善がなされ、重度障害者については、家族が食事、排便等日常生活のすべてについて介護している場合には、新たに家族介護料3,200円(月額)が支給されることとなつた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第3節 生活保護基準

3 その他の扶助基準の改定

生活扶助基準の改定については、前述のとおりであるが、さらにその他の扶助基準、各種加算および勤労控除等についても所要の改定を行なっているが、その主なものを掲げるとつぎのとおりである。

(1) 教育扶助基準

父兄負担の教育費が、教育に対する関心の高まり、教科外活動の活発化、教材費の値上がり等に伴って年々増加している実態に対応させるとともに、一般家庭の児童、生徒の教育費との均衡を考慮して基準の引き上げを行ない、この結果、学用品等の額は小学3年生の場合昭和45年度の430円が490円に、中学1年生(男)の場合1,185円が1,345円となつた。

(2) 住宅扶助基準

家賃間代等について、地域の実態に応じ引き上げを行なつたほか、住宅の補修等の費用についても、従前の1万円以内(年額)を3万円以内に引き上げた。

(3) 出産扶助基準

居宅において分娩した場合の基準額は8,000円以内であるが、最近における居宅分娩費用の支出の実態を考慮し、昭和46年度から新たに14,000円の範囲内で必要な額を支給できることとした。

(4) 葬祭扶助基準

葬祭扶助基準については、自動車料金その他遺体の運搬に要する費用の支給限度額が、2,000円から4,000円に引き上げられた。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第3節 生活保護基準

4 最低生活保障水準

昭和46年度における生活保護基準によつて、いくつかの世帯を想定し、その最低生活保障水準(世帯の個別の事情に応じて各種扶助基準や加算控除を組み合わせて合算した額(いずれも月額))を示すと第3-2-2表のとおりである。

これによると、標準4人世帯の場合1級地(大都市)で48,361円、4級地(農山村)で35,706円となる。このほかに、住宅扶助の特別基準の額、教育扶助で支給される通学のための交通費や学校給食費等の実費、勤労控除の収入金額別基礎控除や社会保険料等の実費の額を含めると、最低生活保障水準はさらに高くなる。

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的事例

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的事例

(単位：円)

世帯 当 たり	標準4人世帯				老人2人世帯				老人1人世帯			
	35歳男(日雇)9歳男(小3) 30歳女(無職)4歳女				68歳男(無職) 65歳女()				65歳女(無職)			
	45年度		46年度		45年度		46年度		45年度		46年度	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
	42,772	31,481	48,361	35,706	22,171	15,440	25,510	17,878	14,155	9,587	16,050	10,970

注 このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、労働組合費、通勤費等の実費が控除される。

また、被保護世帯の3割を占める老人世帯の場合も、たとえば老人単身世帯では1級地で1万6,050円、4級地で1万970円、老人2人世帯では1級地で2万5,510円、4級地で1万7,878円となり、年齢が70歳以上の場合には、さらにこれに老齢加算2,000円が上積みされた水準となる。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第4節 生活保護の実施

生活保護制度はすべて、第1節において述べた基本的な考え方に基づいて運用されているが、その運用の指針となるのが生活保護法の解釈通知である「保護の実施要領」である。この実施要領は毎年改正され、国民生活の変化に即応した運用がはかられるように配慮している。

最近の改正にあつても、前述の中央社会福祉審議会生活保護専門分科会の中間報告等を反映して、高齢者、身体障害者など社会生活を営むうえで障害を有する世帯の処遇の充実を重点的に行なつた。その一例をあげると、老人、身体障害者等に対する電話保有制限の緩和がある。資産の保有については、前述した補足性の原理から、被保護世帯の資産の保有には一定の制限が課せられるわけであるが、その保有の限度は当然社会通念等の変化に伴つて変化すべきもので、最近は国民生活水準の向上に対応して、資産保有限度も、実施要領の改正により、年々拡大してきたところである。電話については、まだ一般の普及率等を考えると、被保護世帯に無制限に保有を認める段階には至っていないが、従来からも重度の障害者、寝たきり老人等で電話が唯一の連絡手段であるような場合には、その保有を認めて来たが、昭和46年度からは、要件を緩和して、老人または身体障害者のみによつて構成されている世帯で、電話がなければ日常生活に著しく支障をきたす場合は、普及率にかかわらず保有を認めることとした。

また、被保護者が就労して収入を得ているときには、その全額を収入として認定せず、一定の額を必要経費として収入から差し引く勤労控除という制度が実施要領で認められているが、老人、身体障害者などが就労して収入を得ているときには、その控除率について特別の改善措置を講ずることとした。

その他、昭和46年度の改正にあつては、薪炭を自給していても、収入とみないこと、生活扶助基準の引き上げに伴い、それと同程度勤労控除の控除額を引き上げたこと等の改善措置を講じた。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第5節 保護施設

生活保護は、被保護者の居宅において行なうのを原則とするが、居宅においては保護の目的を達しがたい被保護者は施設に収容し、または施設を利用して、それぞれの扶助を行なう。このための施設として、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設および宿所提供施設の5種類のものがある。

保護施設は、昭和45年12月末現在で400あるが、救護施設を除き漸減傾向にある。これは、老人福祉法、身体障害者福祉法等による諸施設の拡充整備が進むにつれ、保護施設が他種の社会福祉施設に転換され、また従来保護施設に収容されていた者が、他施設に移っていたことを反映するものである。また、国民生活の安定、向上等により経済的に保護を要する者が減少してきたことも収容(利用)者減少の原因となつている。

一方、救護施設が、漸増しているのは、身体障害者なり精神薄弱者なりが、本来、身体障害者更生援護施設や精神薄弱者援護施設に入所すべきであるにもかかわらず、これらの施設整備が立ちおけているために、救護施設に入所し、また、複合障害のある者のための適切な施設が現在制度化されていないために、これらの者が救護施設に入所する場合が比較的多いことによるものとみられ、社会的需要は根強いものがある。

国は、保護費の負担と同様、都道府県および市町村が支弁した保護施設の運営費の8/10を負担する義務があり、昭和45年度においてはこれに要する費用として18億円、昭和46年度においては22億円が計上されている。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第6節 保護の動向

1 被保護階層の質的变化

過去10年間の保護の動向をみると、対象である貧困階層に大きな構造変化があり、いわば貧困の質的变化が進行しているといえる。

すなわち、老人、身体障害者などの本来的に稼働能力が少ない、社会的に障害を有する階層が増大し、それが被保護階層の主体となつている。10年前、稼働収入のある者が一人もいない世帯が45%であつたが、今日では、66.4%に達し、かつての失業による貧困は影をひそめ老齢または母子、心身にハンディキャップを有する階層を主たる対象とした生活保護行政へと変ぼうしつつある。

こうした変ぼうは今後もさらに急速に進行するものと考えられ、これに対して何らかの対策を講じることが要請されているのである。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第6節 保護の動向

2 被保護世帯,人員および保護率

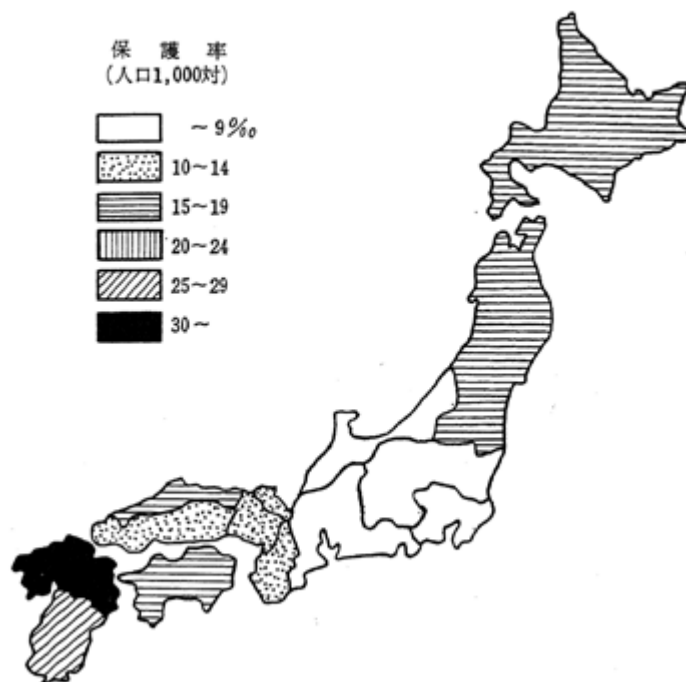
生活保護を受けている世帯数および人員は,昭和45年度平均では,66万世帯,134万人である。人口1,000人当たり被保護人員(以下「保護率」(‰)という。)は13.0人となる。これらを昭和44年度と比較してみると,世帯数は3,000世帯,被保護人員は5万4,000人減少し,保護率においても0.6‰低下している。

被保護世帯数および被保護人員は,その時期における社会経済情勢によつて大きな影響を受けるが,とりわけ経済情勢の変化に対応して推移してきている。

つぎに保護の動向を地域別にみると第3-2-1図のとおりである。一般的にいうと社会構造や産業構造の地域的な差異が如実に現われており,大都市およびその周辺地域などの産業が高度化している地域では保護率が低く,農山村地域や産炭地域では高くなっている。

第3-2-1図 地域別にみた保護率

第3-2-1図 地域別にみた保護率
(45年)



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第6節 保護の動向

3 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると、昭和45年度平均で、生活扶助114万人、住宅扶助64万人、教育扶助26万人、医療扶助70万人、その他の扶助(出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)7,000人である。これらの近年の動向をみると、生活扶助人員は、被保護人員とほぼ同様に減少し、住宅扶助人員は、一時微増したが総じて減少傾向にある。

第3-2-3表 保護施設数の推移

第3-2-3表 保護施設数の推移

	41 年 末	42	43	44	45
総 数	483	463	441	424	400
救 護 施 設	115	119	126	127	131
更 生 施 設	36	26	24	23	22
医療保護施設	85	82	79	79	78
授 産 施 設	170	161	145	134	118
宿所提供施設	77	75	67	61	51

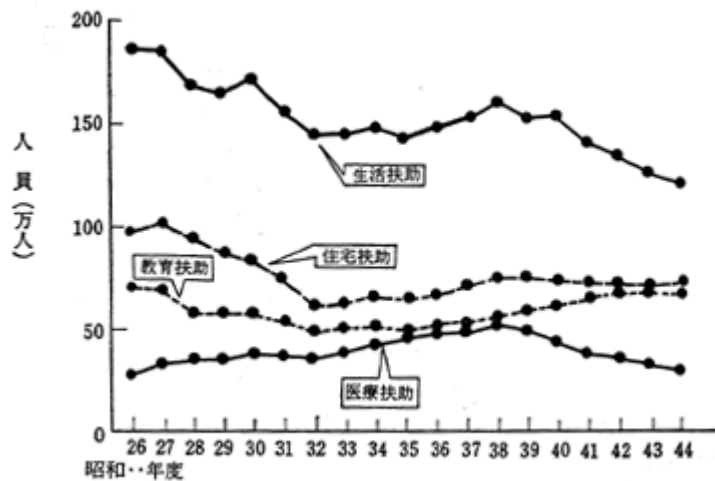
資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

また、教育扶助人員は急激な減少を示しているが、これは学齢児童数の減少によるものである。

つぎに、医療扶助人員をみると、その伸びが著しく、昭和26年度以降、昭和31、32年度を除いて毎年増加し続け、特に昭和38年度以降においてその増加傾向は顕著となり、昭和38年度には教育扶助人員を、昭和43年度には住宅扶助人員をも追い抜いて増加し続けてきたが、45年度になつて減少に転じたことが注目される(第3-2-2図参照)。

第3-2-2図 保護の種類別人員の推移

第3-2-2図 保護の種類別人員の推移



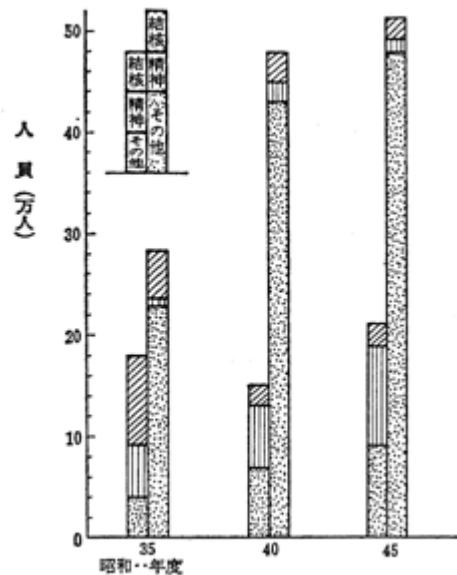
資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

医療扶助人員の内訳をみると、入院人員は、昭和36年度に結核予防法、精神衛生法の一部改正により、これらの法律に基づく制度へ患者の移し替えが行なわれ一時的には減少したが、昭和39年度以降増加傾向に転じ、近年における増加は著しいものがある。

一方、入院外人員も昭和33年度以降大幅に増加しているが、この入院外人員の増加が医療扶助人員全体の大幅な増加を招いていたものとみられる。しかし、43年度の52万人をピークに44年度は51万7,000人、45年度は51万1,000人と減少に転じており、この結果、前述のように総数において減少を示したものである(第3-2-3図参照)。

第3-2-3図 医療扶助人員の推移

第3-2-3図 医療扶助人員の推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

病類別にみると、結核患者は衛生思想の普及、新薬の発見、治療技術の向上等により年々減少し、昭和45年度3万3,000人にまで減少している。精神病患者は精神衛生法の措置へ移し替えが行なわれ一時減少したが、精神衛生対策が進み、精神病患者の新規発見が多くなったこと、また、精神病病床数を増加したことなどから、医療扶助による精神病患者は急激に増加し、昭和45年度は10万8,000人となっている。一方、近年著しい増加傾向をみせていた結核および精神病以外の疾病患者は、昭和45年度56万1,000人となっており、昭和44年

厚生白書(昭和46年版)

度の57万3,000人よりやや減少している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

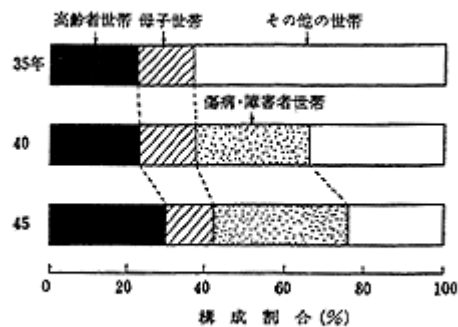
第6節 保護の動向

4 世帯・人員の構造および就業状況

被保護世帯の世帯類型をみると、先にも述べたが、単に経済的給付だけでなく各種の社会的援護を必要とする高齢者世帯、母子世帯、傷病者世帯、障害者世帯が、昭和45年では78%も占めている。この割合は昭和40年の66%に比べて高くなっているが、特に高齢者世帯は、昭和35年の22%から昭和45年の31%まで増加している(第3-2-4図参照)。

第3-2-4図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移

第3-2-4図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移

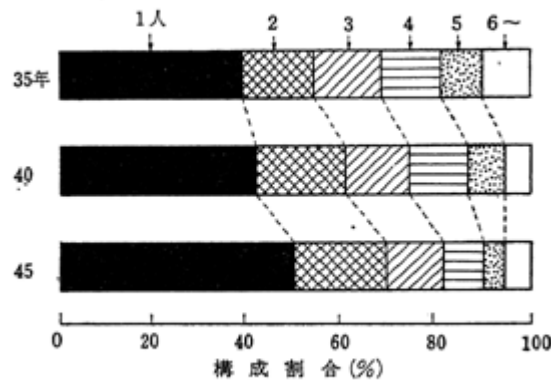


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

つぎに、世帯人員の推移をみると1世帯あたりの世帯人員は、昭和35年の3.0人から年々減少し昭和45年には2.1人となつている。被保護世帯の世帯人員が減少しているのは、核家族化の進行という一般的な傾向によるもののほか、単身者世帯、高齢、母子世帯などの少人数世帯の割合が多くなりつつあることなどによるものと考えられる(第3-2-5図参照)。

第3-2-5図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

第3-2-5図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

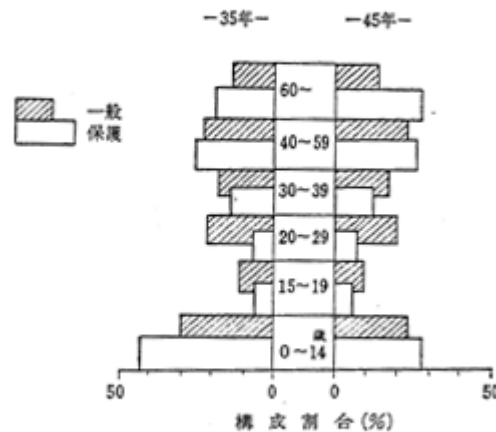


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

つぎに、年齢階級別に被保護人員をみると、15歳未満の幼年層や40歳以上の中高年齢層が多く、これに対し、15～39歳の青年層は著しく少ない。特に60歳以上の高年齢層の被保護者総数に占める割合をみると昭和35年には15%であったものが昭和45年には27%まで増加している。この増加割合は、一般人口構成における60歳以上人口の増加割合を大きく上回っており、今後の推移が注目されよう(第3-2-6図参照)。

第3-2-6図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

第3-2-6図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」
総理府統計局「年齢別推計人口」

つぎに、被保護世帯における稼働状況をみると、稼働世帯が年々減少している。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯の割合は、昭和35年度39%を占めていたが、昭和45年度では23%に減少している。この傾向と同じように世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯も昭和35年度の16%から昭和45年度の11%に減少している。この傾向は、高齢者世帯・傷病者世帯の増加傾向が続くおりから、今後ますます顕著になるものとみられる(第3-2-7図参照)。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第6節 保護の動向

5 生活保護の費用

昭和45年度の扶助費総額は2,713億円で、そのうち医療扶助費1,673億円(61.7%),生活扶助,住宅扶助,教育扶助の各扶助費の合計1,032億円(38.0%),その他の扶助費が8億円(0.3%)となつている。

昭和46年度の生活保護費予算額は2,488億円(地方公共団体負担分を加えた総額は3,110億円)で、同年度における国の一般会計予算の2.7%,社会保障関係費の18.6%,厚生省予算の19.2%を占めている。
